

○生活保護法施行細則

平成二年三月三十一日規則第三十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行に関し、生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「健康福祉センター長」とは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務をつかさどる県が設置した健康福祉センターの長をいう。

(保護開始申請書等)

第三条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第二十四条第一項に規定する申請書 保護開始申請書（別記第一号様式）
- 二 法第二十四条第九項において準用する同条第一項に規定する申請書 保護変更申請書（別記第二号様式）

2 前項第一号に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 資産申告書（別記第三号様式）
- 二 収入申告書（別記第四号様式）
- 三 同意書（別記第五号様式）

3 健康福祉センター長は、次の各号に掲げる書類その他の保護の決定に関し必要と認める書類を第一項各号に規定する申請書に添付させることができる。

- 一 給与証明書（別記第六号様式）
- 二 家賃、地代等の額を証する書類
- 三 住宅補修計画書（別記第七号様式）
- 四 生業計画書（別記第八号様式）

(保護決定通知書等の様式)

第四条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第二項に規定する書面 次に掲げる区分に応じ定める様式
 - イ 保護の開始又は変更を要すると決定した場合 保護決定通知書（別記第九号様式）

- 保護を要しないと決定した場合 保護申請却下通知書（別記第十号様式）
- 二 法第二十六条に規定する書面 保護停止（廃止）決定通知書（別記第十一号様式）
(検診命令書等)

第五条 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により要保護者に対し検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（別記第十二号様式）を交付して行うものとする。

- 2 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者の検診を行うこととなる医療機関に対し、検診書・検診料請求書（別記第十三号様式）を交付するものとする。

(扶養届出書等)

第六条 健康福祉センター長は、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、扶養届出書（別記第十四号様式）を交付して行うものとする。

- 2 健康福祉センター長は、法第二十四条第八項の規定により扶養義務者に対し通知するときは、保護開始決定通知書（別記第十四号様式の二）を交付して行うものとする。
- 3 健康福祉センター長は、法第二十八条第二項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（別記第十四号様式の三）を交付して行うものとする。

(生活保護法医療券等)

第七条 健康福祉センター長は、医療扶助の現物給付を次の各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

- 一 生活保護法医療券・調剤券（別記第十五号様式）
 - 二 生活保護法治療材料券（別記第十六号様式）
 - 三 生活保護法施術券（別記第十七号様式）
 - 四 生活保護法による施術費給付承認書（別記第十八号様式）
- 2 健康福祉センター長は、介護扶助の現物給付を生活保護法介護券（別記第十九号様式）を交付して行うものとする。
- (申請書、届出書等の様式)

第八条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- 一 法第四十一条第五項の規定による認可の申請 保護施設変更認可申請書（別記第二十号様式）
- 二 法第四十二条の規定による認可の申請 保護施設休止（廃止）認可申請書（別記第二十一号

様式)

- 三 法第四十八条第四項の規定による届出 利用被保護者状況変動届出書(別記第二十二号様式)
- 四 法第六十一条の規定による届出 生計状況等変動届出書(別記第二十三号様式)
- 五 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定による申出 徴収金等支払申出書(別記第二十三号様式の二)

2 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 施行規則第一条第五項に規定する申請書 葬祭扶助申請書(別記第二十四号様式)
- 二 法第四十一条第二項に規定する申請書 保護施設設置認可申請書(別記第二十五号様式)
(就労自立給付金申請書等)

第九条 施行規則第十八条の四第一項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(別記第二十六号様式)によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給決定通知書(別記第二十七号様式)により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給申請却下通知書(別記第二十八号様式)により通知するものとする。

(進学・就職準備給付金申請書等)

第十条 施行規則第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書(別記第二十九号様式)によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給決定通知書(別記第三十号様式)により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給申請却下通知書(別記第三十一号様式)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

(千葉県生活保護法施行細則の廃止)

- 2 千葉県生活保護法施行細則（昭和三十七年千葉県規則第四十二号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の千葉県生活保護法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている通知書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行前に廃止前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成四年五月十五日規則第七十二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調整した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成六年八月三十日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日規則第五十八号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年四月一日規則第七十三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施

行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月二十九日規則第四十六号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年五月十二日規則第九十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年八月二十六日規則第四十八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十八日規則第八十八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年九月七日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年十二月二十八日規則第六十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二十八日規則第八号)

この規則は、令和四年三月一日から施行する。

附 則 (令和六年八月三十日千葉県規則第五十六号)

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

別 記

第一号様式 (第三条第一項第一号)

保 護 開 始 申 請 書

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

申請者 氏 名

保護を受けようとする者との関係

生活保護法による保護を受けたいので、同法第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

保護を受けようとする者の状況	住 所 又 居 所						住 所 又 は 居 所 へ 住 み 始 め た 時 期	※健康福 祉セン タ 受付 年月日
		氏 名	個 人 番 号	続 柄	性 別	生 年 月 日		
家族の状況	1			世帯主				健・弱・病
	2							健・弱・病
	3							健・弱・病
	4							健・弱・病
	5							健・弱・病
	6							健・弱・病
	7							健・弱・病
	8							健・弱・病
	9							健・弱・病
同居していない 家族の氏名 及び住所								
援助をしてく る者の状況	世帯主又は 家族との関係	氏 名	住 所	今まで受けた援助及び 将来の援助の見込み				
保護の開始を必要とする事由 (具体的に記入してください。)								

第二号様式（第三条第一項第二号）
(その一)

保 護 変 更 申 請 書

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

申請者 氏 名

保護の変更を必要
とする者との関係

生活保護法第24条第9項に規定する保護の変更を必要とするので、次のとおり申請します。

※受理年月日

※ケース番号	世帯主氏名								
保護の変更を必要とする者の氏名	年 月 日	生	男	又	居	所	所	職業	
保護の変更を必要とする事由									

(その二)

保 護 変 更 申 請 書 (傷 病 届)

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

申請者 氏 名

保護の変更を必要
とする者との関係

生活保護法第24条第9項に規定する保護の変更を必要とするので、次のとおり申請します。

- 1 医療 2 治療材料 3 施術（柔道整復・あん摩・マッサージ・はり・きゅう）
4 移送

※受理年月日

※ケース番号	世帯主氏名					現在受けて いる扶助	生・住・教・医・その他		
保護の変更を必要とする者の氏名	年 月 日	生	男	又	居	所	所	職業	
保護の変更を必要とする事由									

第三号様式（第三条第二項第一号）

(表)

資 産 申 告 書

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	区 分	面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
地	宅 地	有・無			有・無
	田 畑	有・無			有・無
	山 そ の 林 他	有・無			有・無
建 物	居 住 用	持 家	延 面 積	所有者氏名	所 在 地
					抵当権
	借家・借間			(家賃)	有・無
そ の 他	有・無				有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無				
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	
債 権	有・無	債 務 者 氏 名	種 類	金 額	

(裏)

区分	契約先	保険金額	保険料
生命保険	有・無		
その他の保険	有・無		

3 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
貴金属	有・無					
その他高価な物品	有・無					

4 負債（借金）

有・無	金額	借入先

第四号様式（第三条第二項第二号）

(表)

収入申告書

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

氏 名

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者 の氏名	仕事の内容 勤務先(会社名)	区分	当月分 (見込み)	前3箇月分		
				()月分	()月分	()月分
		収入				
		必要経費①				
		差引				
		働いた日数				
		収入				
		必要経費②				
		差引				
		働いた日数				
		収入				
		必要経費③				
		差引				
		働いた日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	① ② ③					

2 恩給、年金等による収入

有・無	恩給・国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・その他 ()	収入額	月額 年額

(裏)

3 仕送りによる収入

有 ・ 無	区分	内容 (前3箇月間の合計)	仕送りした者の氏名
	金 錢		
	物 品 等	米、野菜、その他 ()	

4 その他の収入

有 ・ 無	区分	内 容	収入 (前3箇月間の合計)
	生命保険等の給付金		
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		
	その他の		

5 将来において見込みのある収入

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	収入のない理由

健康福祉センター長 様

住所又は居所

氏 名

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項につき、貴健康福祉センターが官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求ること（以下「調査等」という。）に同意します。

また、貴健康福祉センターが調査等を行うに際して必要があるときは、私及び私の世帯員が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
 - 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
 - 3 健康状態
 - 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
 - 5 支出の状況
- ※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

第六号様式（第三条第三項第一号）

給与証明書

氏名				職名及び 職務内容
住所又は居所				
区分	次回支給見込み	前3箇月分		
	月分	月分	月分	月分
就労日数				
給	基本給			
	日給(日分)			
	家族手当(人)			
与				
額	時間外手当			
	賞与			
	小計(1)			
控	所得税			
	市町村民税			
	健康保険料			
除	厚生年金保険料			
	雇用保険料			
	労働組合費			
額	小計(2)			
	差引支給額(1)-(2)			
	現物給付 (内容及び数量)			
1 給与の定例支給日 每月(日)				
2 次回(以降3箇月間)の昇給及び賞与の支給の予定 昇給 年 月 日 金額 賞与 年 月 日 金額				
3 その他				

上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地

雇用主名称

代表者の氏名

第七号様式（第三条第三項第三号）

住 宅 補 修 計 画 書		申請者の氏名			
建物の規模及び構造					
補修を必要とする状況	1 破損の状況				
	2 修理の規模				
補修のために必要とする費用	品 名	規 模	単価×数量=金額		備 考
			単 価	数 量	
		合 計			
見積者	見積年月日				
	住 所				
	氏 名				

第八号様式（第三条第三項第四号）

生 業 計 画 書

申請者の氏名

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか。）

2 生業に必要なものとその金額

3 生業の見通し

- (1) 収入をあげ得る時期
- (2) 収入見込額
- (3) 材料代等必要経費
- (4) 利益 ((2)の額から(3)の額を除いた額)

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

国

生活保護法による保護の を決定しましたので、同法第24条第3項（第24条第9項において準用する同条第3項・第25条第2項）の規定により、次のとおり通知します。

1 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	扶助	合 計
程 度						
施設事務費				本人支払額		

2 保護の方法

3 保護の 年月日

4 保護の を決定した理由

5 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

6 扶助費の支給日及び支給場所

7 その他

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

保 護 申 請 却 下 通 知 書

第 号

年 月 日

様

健康福祉センター長

印

生活保護法による保護の開始（変更）の申請を却下しましたので、同法第24条第3項（第24条第9項において準用する同条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

- 1 却下理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由
- 3 その他

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号

年 月 日

様

健康福祉センター長

団

生活保護法による保護の停止（廃止）を決定しましたので、同法第26条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 停止（廃止）を決定した保護の種類
- 2 保護の停止期間（廃止年月日）
- 3 保護の停止（廃止）を決定した理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第十二号様式（第五条第一項）

年　　月　　日交付
交付第　　号

検　　診　　命　　令　　書

年　　月　　日

様

健康福祉センター長

印

生活保護法第28条第1項の規定により、次のとおり検診を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当医師（歯科医師）氏名
- 3 その他

注　この検診命令に従わないときは、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止されることがあります。

第十三号様式（第五条第二項）
(その一)

年　月　日交付
交付第　　号

検　　診　　書

年　月　日

健康福祉センター長　　様

所　　在　　地
医療機関　名　　称
開設者又は管理者の氏名
担当医師の氏名

※受診者		※住　所 又は居所	
------	--	--------------	--

上記の者に対する検診結果は、次のとおりです。

- 1　傷病名
- 2　病　状
- 3　診療の要否、診療の方法等に関する意見
- 4　稼動能力

（内職、事務等の軽易な労働・店員、雑役等の中程度の労働・重労働・なし）稼動について注意を要する事項

(その二)

年 月 日交付
交付第 号

検 診 料 請 求 書

年 月 日

健康福祉センター長 様

所 在 地
医療機関 名 称
開設者又は管理者の氏名

次のとおり検診料を請求します。

※ 受診者		※ 住所又は居所	
請 求 額	診察料	点	円
	料	点	円
	料	点	円
	合 計	点	円

第十四号様式（第六条第一項）

扶養届出書

年 月 日

健康福祉センター長

様

住 所
氏 名

との続柄

先に照会のありました

に対する扶養について、次のとおり届け出ます。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援とは、対象者に対する定期的な訪問、対象者との電話又は手紙のやり取り、一時的な対象者の子どもの預かり等の金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 · 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 — — —)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 · 不可
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	<p>①金銭により毎月 (年) · 3,000円 · 5,000円 · 10,000円 · 円を送付します。</p> <p>②物品により毎月 (年) を程度送付します。</p> <p>③氏名 を引き取ります。</p> <p>④その他</p>

3 私の世帯について

家族構成・収入等の状況						
氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額	
	本人				円	
上記のうち についての 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)						
資産の状況	有 ・ 無	家屋 田畠 煙	m ² (坪) m ² (坪)	宅地 山林等	m ² (坪) m ² (坪)	
負債の状況	有	負債の内容 ・ 住宅ローン	返済月(年)額	返済終了予定		
	無	その他 ()	円	年 月		
健康保険等 の加入状況	(1) 国民健康保険 (2) 健康保険 (3) 共済 () (4) その他 ()					
	上記で(1)以外に加入している場合について、被扶養者として (1) 認定されている。(2) 認定されていない。 (3) 認定手続をとるつもり。					

第十四号様式の二（第六条第二項）

保 護 開 始 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

印

あなたの に当たる さん（住所 ）に対して生活保護法による保護の開始を決定しますので、同法第24条第8項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者の氏名	
保護の開始の申請があった日	年 月 日

第十四号様式の三（第六条第三項）

報 告 依 頼 書

第 号

年 月 日

様

健康福祉センター長

印

あなたの に当たる さん（住所 ）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、扶養義務者に対して、保護の決定や実施等のために必要な範囲で、扶養義務を履行しない理由等について報告を求めることがあります。

つきましては、保護の決定や実施等のため必要がありますので、生活保護法第28条第2項の規定により、扶養義務を履行しない理由について、 年 月 日までに報告いただきますようお願いします。

（特記事項）

（担当者 ）

第十五号様式（第七条第一項第一号）

生活保護法医療券・調剤券（年月分）

公費負担者 番号						有効期間	日から 日まで
受給者番号						単独・併用別	単独・併用
氏名						(男・女)	年月日生
居住地							
指定医療 機関名							
傷病名	(1)			診療別	入院歯科		
	(2)				入院外調剤		
	(3)				訪問看護		
			本人支払額	円			
地区担当員名			取扱担当者名				
健康福祉センター長　印							
備考	社会保険			あり(健・共)なし			
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2			ありなし			
	その他						

第十六号様式（第七条第一項第二号）

治 療 材 料

地区担当員

取扱担当者

生活保護法治療材料券	交付番号	有効期限 年 月 日まで	1 単 2 併 給 給	健康福祉センター長印
	受給者氏名		住所又は居所	
	取扱業者		所在地	
	傷病名	種類及び金額		

第十七号様式（第七条第一項第三号）

施

術

年 月分

地区担当員

取扱担当者

生活保護法施術券	交付番号	有効期間 日から 日まで	1 単 2 併 給 給	健康福祉センター長印
	患者氏名		住所又は居所	
	指定施術者氏名		傷病名（部位）	

第十八号様式（第七条第一項第四号）

生活保護法による施術費給付承認書

年 月分

地区担当員

取扱担当者

交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始年月日	1 単 2 併 給
患者氏名		住所又は居所	
傷病名		はり師又はきゅう師氏名	
上記患者について、施術費給付を要することを認めます。 年 月 日			
健康福祉センター長			印

第十九号様式（第七条第二項）

生活保護法介護券（年月分）

公費負担者番号	有効期間	日から	日まで
受給者番号	単独・併用別	単独・併用	
保険者番号	被保険者番号		
(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	
	年月日生	1男	2女
要介護状態等区分	要支援1・2・経過的要介護・要介護1・2・3・4・5		
認定有効期間	年月日から	年月日まで	
居住地			
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号		
指定介護機関名	事業所番号		
居宅介護 介護予防		居宅介護予防	
		施設介護	
		居宅介護支援 介護予防支援	
		本人支払額	円
地区担当員名	取扱担当者名	健康福祉センター長 団	
備 考	介護保険	ありなし	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2	ありなし	
	その他の		

年　　月　　日

千葉県知事　　様

主たる事務所の所在地

名　　称

代表者の氏名

保護施設を変更したいので、生活保護法第41条第5項の規定により、次のとおり申請します。

1　変更しようとする保護施設の名称、種類及び所在地

2　変更事項

3　変更理由

4　変更年月日

5　入所者の措置

6　その他

添付書類

建物その他の設備の規模及び構造の変更にあっては、設計図及び仕様書

第二十一号様式（第八条第一項第二号）
保護施設休止（廃止）認可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

主たる事務所の所在地

名　　称

代　表　者　の　氏　名

保護施設を休止（廃止）したいので、生活保護法第42条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 保護施設の名称、種類及び所在地

2 休止（廃止）理由

3 入所者の措置

4 財産の処分方法

5 生活保護法第70条、第72条又は第74条の規定により交付を受けた交付金又は補助金の残余額の有無及び返還の状況

6 休止予定期間（廃止予定年月日）

添付書類

定款その他の基本約款

第二十二号様式（第八条第一項第三号）
利用被保護者状況変動届出書

年　　月　　日

健康福祉センター長　　様

施設の所在地

名　　称

代表者の氏名

入所被保護者について、保護の変更（停止・廃止）を必要とする事由が生じましたので、生活保護法第48条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1　被保護者氏名
- 2　変動事項（保護の変更等を必要とする事由）
- 3　発生年月日
- 4　その他

第二十三号様式（第八条第一項第四号）
生計状況等変動届出書

年　　月　　日

健康福祉センター長　　様

住所又は居所
氏　　名

生計状況（居住地・世帯の構成）に変動（異動）がありましたので、生活保護法第61条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 現在受けている保護の種類

2 変動（異動）事項

3 変動（異動）発生年月日

4 その他

第二十三号様式の二（第八条第一項第五号）
(その一)

徴収金等支払申出書
(生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金用)

年　　月　　日

健康福祉センター長　　様

住所又は居所
氏　　名

私は、　　年　　月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第77条の2第1項の規定により　　年　　月　　日付け費用徴収決定通知により決定された徴収金のうち毎月　　円について、同法第78条の2第1項又は第2項の規定により当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

(その二)

徴収金等支払申出書
(生活保護法第78条第1項の規定による徴収金用)

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所
氏 名

私は、不実の申請その他不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項の規定による徴収金のうち貴健康福祉センターと協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条の規定による徴収金は、必ず全額支払われなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と貴健康福祉センターに判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

私は、この申出に基づき、 年 月 分からの保護金品等から、毎月
円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78
条第1項の規定による徴収金の支払に充てるものとします。

第二十四号様式（第八条第二項第一号）
葬祭扶助申請書

年　月　日

健康福祉センター長　　様

住所又は居所
申請者　氏　　名
死者との関係

生活保護法による葬祭扶助を受けたいので、生活保護法施行規則第1条第5項の規定により、次のとおり申請します。

死 者	氏　　名			生年月日	
	死亡年月日		死亡時の住 所又は居所		
葬祭予定年月日					
葬　祭　費	遺留金額（遺留品に あっては、その時価）	差　引　不　足　額	備　考		

添付書類

- 1 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実を証する書類
- 2 葬祭費を証する書類
- 3 遺留品の時価を証する書類

第二十五号様式（第八条第二項第二号）
保護施設設置認可申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

主たる事務所の所在地
名　　称
代表者の氏名

保護施設を設置したいので、生活保護法第41条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 保護施設の名称、種類及び位置
- 2 設置者たる法人の名称
- 3 代表者の氏名、住所及び資産状況
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
 - (1) 敷地面積及び保護施設の用に供する土地面積
 - (2) 建築面積及び延べ面積
- 5 取扱定員
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 8 経理の方針

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 設計図
- 3 仕様書

年 月 日

健康福祉センター長 様

住所又は居所

申請者

氏 名

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

給与明細書・収入申告書・その他（ ）

3 世帯構成員

氏名	性別 男・女	生年月日		
		年	月	日
		(歳)

第二十七号様式（第九条第二項）

就労自立給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

団

年 月 日付けで申請のありました生活保護法による就労自立給付金の支給を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給額

円

2 保護の廃止年月日

年 月 日

3 支給を決定した理由

4 就労自立給付金の支給年月日及び支給方法

年 月 日

5 その他

注 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となります。一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十八号様式（第九条第三項）

就労自立給付金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

国

年 月 日付けで申請のありました生活保護法による就労自立給付金の支給については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

1 保護の廃止年月日

年 月 日

2 却下の理由

3 その他

教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十九号様式（第十条第一項）

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

健康福祉センター長 様

申請者 住所又は居所
 (進学する者又は就職する者) 氏 名

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

世帯主の氏名	
申請者の生年月日	年 月 日
進学先又は就職先 (大学等名、会社名等)	
進学後又は就職後の居住先 (該当する□に△印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 進学前又は就職前の住居と同じ <input type="checkbox"/> 転居により進学前又は就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。) <div style="text-align: center;">〔 〕</div>
就職の場合、おおむね6月以上 最低限度の生活を維持するため に必要な収入を得ることができ ると見込まれる理由	

添付書類

- 1 進学・就職準備給付金の振込先(進学する者又は就職する者の口座に限る。)の預金
通帳等の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できる
もの)
- 2 進学の場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - イ 入学金の延納(進学後に納付することをいう。)を申請した書類の写し
 - ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行
する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- 3 就職の場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - イ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ウ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - (2) 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類

注 上記2又は3の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格
通知書又は就職先の内定通知書及び賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、
後日、入学するまで又は就職するまでに、これらの書類を改めて提出してください。

第三十号様式（第十条第二項）

進学・就職準備給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

印

年 月 日付けで申請のありました生活保護法による進学・就職準備給付金の支給を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給額

円

2 進学・就職準備給付金の支給年月日

年 月 日

3 その他

注 進学・就職準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、また、国税及び地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給決定通知書（別記第27号様式）と同じ教示文を付すること。

第三十一号様式（第十条第三項）

進学・就職準備給付金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長

國

年 月 日付けで申請のありました生活保護法による進学・就職準備給付金の支給については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

- 1 却下の理由
- 2 その他

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給申請却下通知書（別記第28号様式）と同じ教示文を付すること。